

配偶者からの暴力で悩んでいる人へ

DV防止法が改正



女性への暴力根絶のためのシンボルマーク

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が改正されました。

DV被害者を守るために裁判所が出す保護命令の対象が、配偶者だけでなく、子どもや離婚した元配偶者まで拡大されました。また退去命令の期間を2か月に延長することなど、いくつかの点で見直しが行われ、12月2日に施行されました。

詳しくは、内閣府男女共同参画局のホームページ <http://www.gender.go.jp/e-yaw/index.htm> をご覧下さい

改正のおもな内容

「配偶者からの暴力」の定義拡大
保護命令制度の拡充

- ・離婚後に暴力が続く場合も保護対象
- ・被害者と同居する未成年の子どもも対象
- ・退去命令の期間が2か月に拡大 など

行政による被害者への自立支援の明確化



DV(ドメスティック・バイオレンス)とは?

配偶者やパートナーなどからの暴力のことで、DVを見て育つ子どもにも悪影響を与えているとされています。

女性の悩みごと相談

とき 毎週水曜日 午
前10時～午後5時(受
付は午後4時まで)
ところ さん・さん
相談は無料(予約不要)、
秘密は厳守します

DVについてのお問い合わせは、津山男女共同参画センター「さん・さん」
☎2533へどうぞ。

津山男女共同参画センター「さん・さん」では、毎週水曜日に「女性の悩みごと相談」を行い、DVに対する電話・面接相談にも応じています。

安心して暮らせるはずの家庭で、もしも暴力が繰り返されているとしたら、「夫婦間の問題だから」、「今更どうしようもない」そんなことで片付けられるものはありません。

ひとりでは悩まないで、勇気を持ってご相談ください。

東京通信 42便

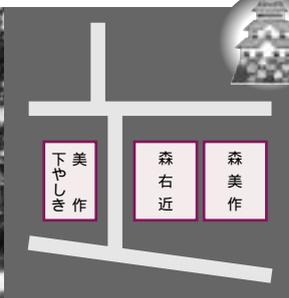
津山市東京事務所 03 3592 7955
ホームページ <http://www.city.tsuyama.okayama.jp/tokyo/>

森忠政の江戸屋敷

津山城初代藩主の森忠政は、現在、東京駅や東京中央郵便局が建っている付近に江戸屋敷を構えていました。江戸時代の屋敷というと、城内に上屋敷、少し離れて中屋敷、そして郊外に広大な下屋敷、とそれぞれ離れた場所に建っている印象がありますが、忠政の江戸屋敷があった初期のようすは少し違っていたようです。

寛永9年(1632)当時の江戸の町を記した「武州豊嶋郡江戸庄図」には現在の東京駅周辺に「森美作」と書かれた屋敷があります。これが森家の上屋敷。その隣には「森右近」と書かれた中屋敷があり、これは忠政の息子忠広の屋敷と思われる。さらにその隣には「美作下やしき」と書かれており、下屋敷があったと推測されます。このように、忠政の江戸屋敷は上屋敷、中屋敷、下屋敷が隣接していたようです。

江戸藩邸は1年おきに江戸に参勤した大名の第2の居城であるとともに、大名のお供をしてきた単身赴任の藩士たちの暮らす宿舎でもあります。森家は、近くに名門の細川家や池田家の江戸屋敷があるような江戸城内の中心部に、広大な敷地を与えられていました。このことから、森家がいかに徳川家に尊重されていたかがわかります。



津山藩江戸屋敷のあった場所に建つ東京駅赤レンガ駅舎